

大田区子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度
平成30年3月改定版（素案）

平成30年3月

大 田 区



目次

I 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨

II 子ども・子育てを取りまく現状

1 人口と出生の現状

- (1) 区の人口の推移
- (2) 就学前児童の人口の推移

III 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定及び事業の圏域の考え方

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期

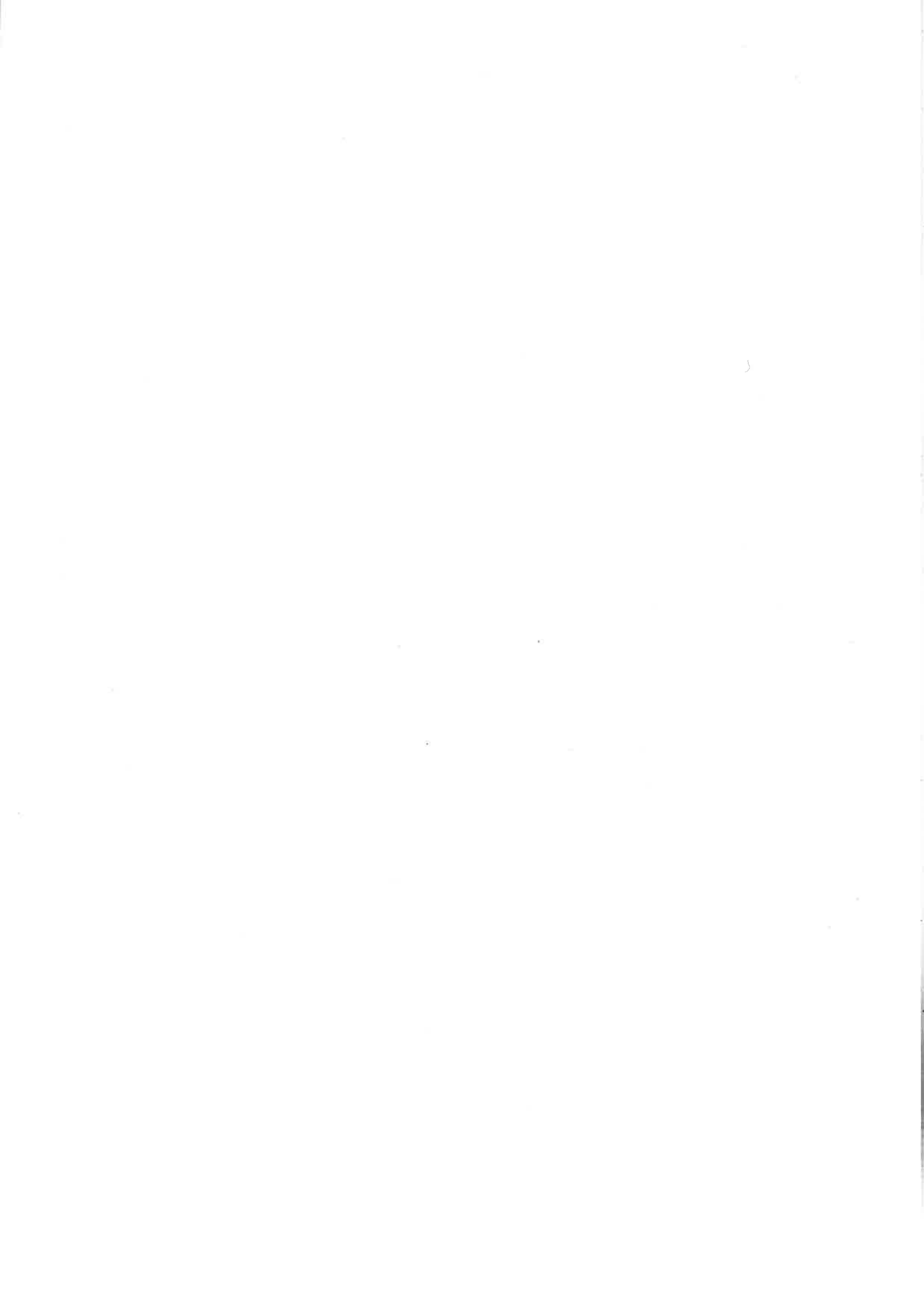
- (1) 幼稚園（認定こども園）
- (2) 認可保育所（認定こども園）、特定地域型保育事業、区独自保育事業

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

- (1) 時間外保育事業
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- (3) 子育て短期支援事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 幼稚園における一時預かり事業
- (6) 保育所等における一時預かり事業
- (7) 病児・病後児保育事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業
- (9) 利用者支援事業
- (10) 妊婦健康診査
- (11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
- (12) 養育支援訪問事業等
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

資料

- 1 出生人口
- 2 年齢別三区分別人口の推移と人口の割合
- 3 合計特殊出生率
- 4 就学前人口の推移
- 5 ニーズ調査の概要



I 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨

(調整中)

II 子ども・子育てを取りまく現状

1 人口と出生の現状

(1) 区の人口の推移

(調整中)

(2) 就学前児童の人口の推移

(調整中)

Ⅲ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定及び事業の圏域の考え方

① 保育所等

区では、地理的条件や交通事情を踏まえた保育施設の利用状況、既存の保育施設の定員及び今後計画されている保育施設の定員等、保育施設の整備状況等を勘案し、大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鶉の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の3区域を教育・保育提供区域の基本とします。

② 幼稚園等・地域子ども・子育て支援事業

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業については、現状において広域利用が行われ、区域設定になじまないため、区域全域を一つの区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 幼稚園（認定こども園）

| 幼稚園（認定こども園） | | | | | |
|------------------|--|-------|--------|-------|--------|
| 事業内容 | 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。 認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供するものです。 | | | | |
| 実施状況 | ・幼稚園等 幼稚園 48 園 | | | | |
| 対象/単位 | 0～5歳 / 利用人数 (人/日) | | | | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| ニーズ量 (1号認定) | 8,275 | | 8,269 | | 8,360 |
| ニーズ量 (2号認定) | 1,570 | | 1,569 | | 1,586 |
| 計 | 9,845 | | 9,838 | | 9,946 |
| 確認を受けない施設を含む確保方策 | 実施箇所数 | 48か所 | | 48か所 | |
| | 提供量 | 9,230 | | 9,230 | |
| 区外調整 | 50 | | 50 | | 50 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 | |
| ニーズ量 (1号認定) | 8,297 | 8,297 | 8,224 | 8,224 | |
| ニーズ量 (2号認定) | 1,574 | 1,574 | 1,561 | 1,561 | |
| 計 | 9,871 | 9,871 | 9,785 | 9,785 | |
| 確認を受けない施設を含む確保方策 | 実施箇所数 | 48か所 | 48か所 | 48か所 | 48か所 |
| | 提供量 | 9,230 | 9,230 | 9,230 | 9,230 |
| 区外調整 | 50 | 50 | 50 | 50 | |
| 今後の方向性 | 満3歳児からの就学前の園児については、大きな変化は見込まれないことから、ニーズ量に対し不足する提供量は、引き続き認可保育所等の整備により対応するほか長時間預かり事業の充実などにより対応します。 | | | | |

(2) 認可保育所（認定こども園）、特定地域型保育事業、区独自保育事業

| 認可保育所（認定こども園）、特定地域型保育事業、区独自保育事業 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---------|-------|-------|-------|--------|------|-------|-------|-------|------|---------|------|
| 事業内容 | <p>認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。</p> <p>地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。</p> <p>その他、子ども・子育て支援新制度の給付対象とはなりません。大田区が独自に支援する保育事業の定員拡充にも努めます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 実施状況 | <p>・保育所等</p> <table border="0"> <tr> <td>保育所</td> <td>117 園</td> <td>小規模保育</td> <td>25 施設</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>2 施設</td> <td>認証保育所</td> <td>50 施設</td> </tr> <tr> <td>家庭福祉員</td> <td>50 人</td> <td>定期利用保育室</td> <td>4 施設</td> </tr> </table> | 保育所 | 117 園 | 小規模保育 | 25 施設 | 事業所内保育 | 2 施設 | 認証保育所 | 50 施設 | 家庭福祉員 | 50 人 | 定期利用保育室 | 4 施設 |
| 保育所 | 117 園 | 小規模保育 | 25 施設 | | | | | | | | | | |
| 事業所内保育 | 2 施設 | 認証保育所 | 50 施設 | | | | | | | | | | |
| 家庭福祉員 | 50 人 | 定期利用保育室 | 4 施設 | | | | | | | | | | |
| 対象/単位 | 0～5歳 / 利用人数 (人/日) | | | | | | | | | | | | |
| 保育サービス定員の確保策 | 区全域及び3圏域ごとにしています。 | | | | | | | | | | | | |
| 今後の方向性 | <p>0歳児については、親の就労状況や育児休業の取得状況等で、保育ニーズが大きく変わる可能性があることから、保育定数の拡充と同時に在宅での育児を支援する体制の充実が必要です。</p> <p>育児休業明けの保育ニーズに着実に対応できるよう、1歳児の保育定数の拡充を重点的に進め、認可保育所を始めとした地域型保育事業や定期利用保育事業の活用により確保を図ります。</p> <p>待機児童の分析の精度を高め、大森駅周辺、蒲田駅周辺、調布地区などの待機児童が多い重点地域を中心とした保育サービス基盤の整備を進めます。平成30年度は公有地を活用した整備も合わせて行います。</p> <p>また、区内事業者の従業員が育児と家事を両立できるよう、地域型保育事業の一つである事業所内保育所や企業主導型保育所の開設など、企業の取り組みを支援していきます。</p> | | | | | | | | | | | | |

| 保育サービス定員 | | | | 【全域】 | | | |
|--|------|--------|-----|--------|-----|--------|--|
| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
| 二 ー ズ 量 | | 5,942 | | 5,938 | | 6,003 | |
| (2号認定) | 3～5歳 | | | | | | |
| 二 ー ズ 量 (3号認定) | 0 歳 | 1,622 | | 1,607 | | 1,591 | |
| | 1・2歳 | 5,127 | | 5,085 | | 4,956 | |
| 他 区 市 か ら の 受 入 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 確 保 方 策 | | | | | | | |
| 特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園 | 3～5歳 | 6,143 | | 6,203 | | 6,316 | |
| | 0 歳 | 762 | | 762 | | 777 | |
| | 1・2歳 | 3,618 | | 3,681 | | 3,745 | |
| 特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業 | 3～5歳 | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 歳 | 0 | | 0 | | 57 | |
| | 1・2歳 | 297 | | 297 | | 297 | |
| 大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業 | 3～5歳 | 364 | | 353 | | 353 | |
| | 0 歳 | 526 | | 553 | | 571 | |
| | 1・2歳 | 1,212 | | 1,107 | | 914 | |
| | | 平成30年度 | | 平成31年度 | | | |
| | | 見直し後 | 現 行 | 見直し後 | 現 行 | | |
| 二 ー ズ 量 | | 6,968 | | 5,958 | | 7,357 | |
| (2号認定) | 3～5歳 | | | | | | |
| 二 ー ズ 量 (3号認定) | 0 歳 | 2,931 | | 1,576 | | 3,057 | |
| | 1・2歳 | 5,704 | | 4,909 | | 5,989 | |
| 他 区 市 か ら の 受 入 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 確 保 方 策 | | | | | | | |
| 特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園 | 3～5歳 | 6,696 | | 6,316 | | 7,166 | |
| | 0 歳 | 2,100 | | 841 | | 2,293 | |
| | 1・2歳 | 4,309 | | 3,698 | | 4,711 | |
| 特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業 | 3～5歳 | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 歳 | 112 | | 112 | | 124 | |
| | 1・2歳 | 297 | | 297 | | 285 | |
| 大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業 | 3～5歳 | 233 | | 233 | | 175 | |
| | 0 歳 | 592 | | 592 | | 585 | |
| | 1・2歳 | 914 | | 914 | | 914 | |

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

| 時間外保育事業 | | | | |
|-----------------|---|--------|--------|-------|
| 事業内容 | 保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や小規模保育所等で、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する事業です。 | | | |
| 実施状況 | <p>通常保育の利用者に対し、11時間の開所時間を超えて保育を実施しています。延長保育を実施している認可保育所は、平成29年4月現在で117か所あります。区立保育園では20人、区立民営保育園では23人から31人の月ぎめ延長保育の定員を設けており、定員を超えた場合は利用ができない場合もありますが、園によっては欠員も生じています。</p> <p>私立保育園は園によって異なりますが、定員を設けていないところもあります。また、小規模保育事業でも保護者のニーズに応じた延長保育を実施しています。認証保育所は、13時間開所が認定基準となっており、最長で午前7時から午後11時まで開所している施設もあります。</p> | | | |
| 対象/単位 | 0～5歳 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| ①量の見込み | 3,885 | 3,867 | 3,848 | |
| 実施箇所数 (確保方策) | 164か所 | 172か所 | 178か所 | |
| ②提供量 | 3,885 | 3,867 | 3,848 | |
| 大森圏域 | 1,266 | 1,260 | 1,254 | |
| 調布圏域 | 1,110 | 1,104 | 1,099 | |
| 蒲田圏域 | 1,448 | 1,441 | 1,434 | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 7,483 | 3,816 | 7,460 | 3,781 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 219か所 | 181か所 | 244か所 | 184か所 |
| ②提供量 | 7,483 | 3,816 | 7,460 | 3,781 |
| 大森圏域 | 2,601 | 1,243 | 2,592 | 1,232 |
| 調布圏域 | 2,185 | 1,090 | 2,178 | 1,080 |
| 蒲田圏域 | 2,592 | 1,422 | 2,584 | 1,409 |
| 今後の方向性 | <p>実績を分析すると、定期的利用が7,116件、スポット利用が10,624件であること、時間外の帰宅時間の割合も高いことからニーズ量に対しては見直しを行います。今後も、保護者の希望する保育終了時間など、時間外保育のニーズを把握しながら、利用者支援を行います。</p> <p>引き続き、認可保育所新設等の機会をとらえて、延長保育ニーズの受け入れ環境を確保します。</p> | | | |

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

| 放課後児童健全育成事業（学童保育） | | | | |
|-------------------|---|-------|--------|-------|
| 事業内容 | 放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中も実施します。 | | | |
| 実施状況 | 学童保育事業は、59小学校に42施設、児童館等の施設で合計88施設で実施しています。 教育委員会では、放課後子ども教室（単独13校）を実施しています。 平成27年より1～6年生の児童を受け入れています。 設置施設は、児童館・こどもの家、フレンドリー、おおたっこひろばがあります。 | | | |
| 対象/単位 | 小学校1～6年生 / 利用人数（人/日） | | | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| ①量の見込み | 5,281 | | 5,328 | |
| 学童保育（低学年） | 4,006 | | 4,051 | |
| 学童保育（高学年） | 1,275 | | 1,277 | |
| 提供量 | 4,858 | | 4,858 | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 6,000 | 5,425 | 6,073 | 5,436 |
| 学童保育（低学年） | 5,582 | 4,127 | 5,649 | 4,124 |
| 学童保育（高学年） | 418 | 1,298 | 424 | 1,312 |
| ②提供量 | 5,410 | 4,858 | 5,410 | 4,858 |
| 今後の方向性 | 定員数に対して利用率は横ばいの状況にあります。 放課後ひろば（「放課後子ども教室」と「学童保育」の一体型施設）については、平成29年度までに59校中42校まで整備が進みました。引き続き全ての区立小学校施設での放課後児童の居場所の確保を目指します。 一体型の学童保育は、平成30年度は、1校で新規に開設の目途が立っており、今後も学校施設の状況を踏まえ、順次、整備していきます。 二一ス量に対し不足する提供量は、放課後こども教室の充実により対応します。 | | | |

(3) 子育て短期支援事業

| 子育て短期支援事業 | | | | |
|-----------|---|-------|--------|-------|
| 事業内容 | 保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。 | | | |
| 実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊型一時保育サービス（ショートステイ事業） ・ 夜間一時保育サービス等（トワイライトステイ・休日デイサービス）事業 | | | |
| 対象/単位 | 2歳～15歳（中学校3年生まで） / 利用人数（人/年） | | | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| ①量の見込み | 1,307 | | 1,301 | |
| ②確保方策 | 1,307 | | 1,301 | |
| 施設数 | 2か所 | | 2か所 | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 1,416 | 1,284 | 1,420 | 1,284 |
| ②確保方策 | 1,416 | 1,284 | 1,420 | 1,284 |
| 施設数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 今後の方向性 | <p>本事業を利用しなかった理由が「特に利用する必要がない」71.8%である一方、事業の認知度が24～27%と低い現状から、潜在的ニーズを考慮し、ニーズ量については微増傾向に修正します。</p> <p>事業の認知度を高める工夫をしながら、保護者が児童の養育をすることが困難になった場合に備え、ニーズの変化に対応しながら、引き続き現在の提供体制を継続していきます。</p> | | | |

(4) 地域子育て支援拠点事業

| 地域子育て支援拠点事業 | | | | |
|-------------|--|---------|---------|---------|
| 事業内容 | 子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。 | | | |
| 実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点として、子ども家庭支援センター、児童館がそれぞれの立場で乳幼児から保護者を対象とした事業を展開 ・保健所、子ども発達センターわかばの家、幼児教育センター、教育センター、幼稚園、保育園などで子育て相談を実施 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～保護者 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| ①量の見込み | 579,407 | 574,433 | | 562,771 |
| ②確保方策 | 221か所 | 224か所 | | 226か所 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 557,448 | 557,448 | 554,299 | 554,299 |
| ②確保方策 | 226か所 | 226か所 | 226か所 | 226か所 |
| 今後の方向性 | <p>ニーズ予測に対する実績は低いものの、低年齢児においては、「今後は使いたい」の割合が33%とニーズの増加も予想されているため、見込み量については現行計画のままとする。子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等が実施するための「子育て支援拠点」は重要な存在であり、引き続き既存の施設の有効活用を含め現行体制を維持していきます。</p> <p>また、在宅で子育てをしている家庭が親子で交流できる場の確保も必要です。子ども家庭支援センターの子育てひろば事業や児童館のファミリールームのほか、既存の保育園、幼稚園で現在も実施している園庭開放や、子育て相談、体験保育等の在宅子育て家庭への支援事業の充実を図ることにより、多様な選択肢による子どもの居場所の確保についても引き続き努めていきます。</p> | | | |

(5) 幼稚園における一時預かり事業

| 幼稚園における一時預かり事業 | | | | |
|----------------|---|---------|---------|---------|
| 事業内容 | 私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。 | | | |
| 実施状況 | 就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労の際等による一時的な利用があり、区内で46園で実施しています。 | | | |
| 対象/単位 | 3歳～就学前児童 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ①量の見込み | 116,613 | | 116,527 | 117,812 |
| ②確保方策 | 116,613 | | 116,527 | 117,812 |
| 施設数 | 44園 | | 44園 | 44園 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 116,924 | 116,924 | 116,898 | 116,898 |
| ②確保方策 | 116,924 | 116,924 | 116,898 | 116,898 |
| 施設数 | 46園 | 44園 | 46園 | 44園 |
| 今後の方向性 | 幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、ニーズ対応できるよう、提供体制を整備していきます。 | | | |

(6) 保育所等における一時預かり事業

| 保育所等における一時預かり事業 | | | | |
|-----------------|---|----------------|--------|------------|
| 事業内容 | 家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間に、認可保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。 | | | |
| 実施状況 | ①保護者の死亡、病気、出産などの理由で、昼間保育する人がいない場合、 ・緊急保育 区が契約する緊急保育室で一時的に預かります。 ・緊急一時保育 認可保育所で一時的に預かる制度です。 ②理由を問わずに ・一時預かり 一時的に預かる制度です。 | | | |
| 対象/単位 | 緊急保育 | 生後6週間～小学校就学前児童 | | 利用人数 (人/年) |
| | 緊急一時保育 | 満1歳～小学校就学前児童 | / | |
| | 一時預かり | 0歳～就学前児童 | | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| ①量の見込み | 67,790 | | 67,251 | |
| ②確保方策 | 67,790 | | 67,251 | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| ①量の見込み | 35,914 | 65,442 | 35,662 | 64,840 |
| ②確保方策 | 27,784 | 65,442 | 27,864 | 64,840 |
| 今後の方向性 | 在宅で育児をする保護者の多くは、育児に対する不安を抱えており、不安解消やリフレッシュをするための支援体制を充実することが必要です。 ニーズ量に対し不足する提供量は、現行の認可保育所に加えて、新規開設施設での一時預かり事業の拡充等により対応します。 | | | |

(7) 病児・病後児保育事業

| 病児・病後児保育事業 | | | | |
|-----------------|--|--------|--------|--------|
| 事業内容 | 病気で保育園に通えない児童を保育室等で保育室を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。 | | | |
| 実施状況 | 医療機関と提携した保育室の専用スペースで実施しており区内で5か所あります。 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～就学前児童 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| 量の見込み | 3,853 | 3,836 | | 3,817 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 5か所 | 5か所 | | 5か所 |
| 提供量 | 3,853 | 3,836 | | 3,817 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 量の見込み | 5,542 | 3,785人 | 5,805 | 3,751 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 6か所 | 5か所 | 8か所 | 5か所 |
| 提供量 | 5,278 | 3,785 | 5,286 | 3,751 |
| 今後の方向性 | <p>利用実績が伸びていること、こどもの病気の際のニーズが高いことから、ニーズ量について、上方修正します。</p> <p>流行期と閑散期における利用状況を分析するなど、必要な定員の確保の方策を検討する必要があります。利用しやすい環境整備の研究を含め、提供体制の確保に努めます。</p> | | | |

(8) ファミリー・サポート・センター事業

| ファミリー・サポート・センター事業 | | | | |
|-------------------|--|--------|--------|--------|
| 事業内容 | 育児のお手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を結ぶ会員制の育児支援ネットワークです。援助活動により育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。 | | | |
| 実施状況 | 現在、着実に提供会員・利用会員ともに増えています。地域における援助活動が図られています。 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～就学前児童 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| 量の見込み | 13,139 | 13,284 | | 13,428 |
| 提供量 | 13,139 | 13,284 | | 13,428 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 量の見込み | 13,536 | 13,536 | 13,646 | 13,524 |
| 提供量 | 13,536 | 13,536 | 13,646 | 13,524 |
| 今後の方向性 | ニーズ量は、この間大きな変化が見られないものの、計画どおり提供量が増加しているため量の見込みは微増とします。 今後も、継続して提供会員の養成講習会を実施し、提供会員の育成に努め、事業の継続を図っていきます。 | | | |

(9) 利用者支援事業

| 利用者支援事業 | | | | |
|-----------------|---|--------|--------|--------|
| 事業内容 | <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が個々の選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。</p> | | | |
| 実施状況 | <p>区では、保護者の相談に対応するために、平成25年10月から区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置しました。教育・保育施設や子育て支援制度を説明し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。</p> | | | |
| 対象/単位 | 0歳～就学前児童 / 実施箇所数 (か所) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1か所 | 1か所 | | 1か所 |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 今後の方向性 | <p>引き続き、区役所本庁舎常設の保育サービスアドバイザーを中心に、出張相談などで相談場所を拡充するとともに、以下の取り組みを進めてまいります。</p> <p>① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。</p> <p>② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。</p> <p>③ リーフレットなどを活用し、事業の積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。</p> <p>④ その他、事業を円滑にするための必要な業務を行います。</p> <p>⑤ 今後、区民に身近な場所での利用者支援を拡充していきます。</p> | | | |

(10) 妊婦健康診査

| 妊婦健康診査 | | | | |
|-----------------|---|--------|--------|-------|
| 事業内容 | 母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行い、その健康管理等に努める事業です。 | | | |
| 実施状況 | 妊娠届を提出した方に母子健康手帳とともに妊娠健康診査受診票（14回）と超音波検査受診票（1回）を交付し、健康診査費用の一部を助成しています。 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～生後半年位の乳児 / 利用人数（人/年） | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 推計値 | 5,389 | 5,389 | 5,285 | |
| 実施箇所数 (確保方策) | ・都内の妊婦健康診査を実施している医療機関では、受診時に妊婦健康診査受診票を使って検診費用の一部助成を受けることができます。 | | | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 推計値 | 5,436 | 5,237 | 5,375 | 5,191 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 上記に同じ | | | |
| 今後の方向性 | 妊娠11週以内の妊娠届出割合は徐々に高くなっています。届出窓口において、引き続きこの妊婦健診公費補助事業について、受診票の交付にあわせて案内し、利用の促進を図ります。 | | | |

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）

| 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業） | | | | |
|--------------------------|---|--------|--------|-------|
| 事業内容 | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業です。 | | | |
| 実施状況 | すべての乳児家庭を対象に生後4か月までに保健師又は助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び子育て情報の提供を行っています。訪問数は年々増加しています。 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～就学前児童 / 利用人数（人/年） | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 推計値 | 5,389 | 5,389 | 5,285 | |
| 実施箇所数 (確保方策) | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所地域健康課 保健師 44人 ・委託契約助産師 助産師 19人 | | | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 推計値 | 5,436 | 5,237 | 5,375 | 5,191 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 上記に同じ | | | |
| 今後の方向性 | ここ数年は訪問率は95%を超えていますが、より多くの方に、すこやか赤ちゃん訪問を受けていただけるよう、引き続き事業周知に努めます。 | | | |

(12) 養育支援訪問事業等

| 養育支援訪問事業等 | | | | |
|----------------|---|--------|--------|------|
| 事業内容 | 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。 | | | |
| 実施状況 | 保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。訪問世帯数は年々増加しています。 | | | |
| 対象/単位 | 0歳～就学前児童 / 利用人数 (人/年) | | | |
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
| 推計値 | 51世帯 | 56世帯 | 61世帯 | |
| 実施体制 (確保方策) | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所 地域健康課 保健師 ・子ども家庭支援センター 職員 ・委託契約 助産師会 家事・育児ヘルパー事業者 育児サポーター事業者 | | | |
| | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
| | 見直し後 | 現行 | 見直し後 | 現行 |
| 推計値 | 65世帯 | 65世帯 | 70世帯 | 70世帯 |
| 実施体制 (確保方策) | 上記に同じ | | | |
| 今後の方向性 | 養育の支援が特に必要な保護者が不安に陥らず、安心して子育てできるよう、また、子どもの安全を守るため、引き続き事業を進めます。 | | | |

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
|------------------|---|
| 事業内容 | 教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合があります。用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、従前から行っている補足給付を継続します。 |

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |
|----------------------------|---|
| 事業内容 | <p>待機児童解消加速化プランによる保育の場の拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。</p> <p>しかしながら、新たに整備・開設した施設が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。</p> <p>区立保育園では、地域の保育水準の向上のため、区立直営園18園を拠点保育園と定め、「保育連携推進事業」として、地域の保育施設、家庭福祉員への支援及び連携・交流を図ります。</p> |

資料編

1 出生人口

| 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5,550 | 6,961 | 5,527 | 5,570 | 5,546 | 5,740 | 5,803 | 5,897 | 5,732 |

資料 人口動態速報（確定値）

2 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年少人口割合 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.3 | 11.1 | 11.1 |
| 高齢者人口 | 132,428 | 136,671 | 139,422 | 140,458 | 142,254 | 149,238 | 154,875 | 160,390 | 162,850 |
| 生産年齢人口 | 461,315 | 450,907 | 458,963 | 458,969 | 457,384 | 454,191 | 470,720 | 472,223 | 474,515 |
| 年少人口 | 75,931 | 76,347 | 76,252 | 76,581 | 76,721 | 76,764 | 78,653 | 79,387 | 79,678 |

資料 人口動態統計速報（確定値）

3 合計特殊出生率

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 4.42 | 1.45 | 1.44 |
| 東京都 | 1.09 | 1.12 | 1.12 | 1.06 | 1.09 | 1.13 | 1.15 | 1.24 | 1.22 |
| 23区 | 1.04 | 1.06 | 1.08 | 1.08 | 1.12 | 1.16 | 1.19 | 1.22 | 1.22 |
| 大田区 | 1.08 | 1.12 | 1.10 | 1.12 | 1.13 | 1.17 | 1.42 | 1.45 | 1.44 |

資料 人口動態調査

4 ニーズ調査の概要

| | |
|------------|---|
| 調査対象者 | 就学前児童をもつ保護者、小学生児童をもつ保護者 |
| 調査時期 | 平成29年10月4日（水）から10月23日（月） |
| 調査件数 | 就学前 3,000人（大森・調布・蒲田の各地域1,000件） 小学生 1,000人 |
| 調査の内容 | 家庭環境・保護者の就労、教育・保育の事業の利用、放課後の過ごし方 子育て支援事業のサービス利用 など |
| 回収状況（有効回答） | 就学前 1,693人 小学生 598人 |

調査からとらえた現状とニーズ

| No. | 事業名 | 内 容 |
|-----|-------------------------|--|
| 1 | 幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> 「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」の割合が72.2%となっています。 利用している事業は、「認可保育園」の割合が50.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が40.2%となっています。 |
| 2 | 認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> 「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」の割合が72.2%となっています。 利用している事業は、「認可保育園」の割合が50.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が40.2%となっています。 |
| 3 | 時間外保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> 平日に定期的に利用している教育・保育の事業（認可保育所）の利用終了時間は「18時台」の割合が43.4%と最も高く、次いで「17時台」の割合が29.6%、「16時台」の割合が13.9%となっています。一方で、希望をみると、「18時台」の割合が25.7%と最も高く、次いで「17時台」の割合が17.5%となっております。 |
| 4 | 放課後児童健全育成事業（学童保育） | <ul style="list-style-type: none"> 放課後の時間の過ごさせ方について、低学年（1～3年生）のうちは、「学童保育」の割合が54.5%と最も高く、次いで「習い事」の割合が54.2%、「放課後子ども教室」の割合が43.5%となっています。 一方、高学年（4～6年生）は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が75.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が52.5%、「放課後子ども教室」の割合が36.5%と、「学童保育」は低くなっています。 |
| 5 | 子育て短期支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはあったか場合、親戚・知人に対応してもらっているという回答が8割以上となっています。 また、仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答した人は0.9%となっていることから、子育て短期支援事業（ショートステイ）の潜在的ニーズは低いものとなっております。 |
| 6 | 地域子育て支援拠点事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業について、「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.1%となっており、平成25年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。 0歳では、今後利用したい、すでに利用しているが利用回数を増やしたいという希望が約6割と、低年齢児の希望が高くなっています。 |
| 7-1 | 幼稚園における一時預かり事業 | <ul style="list-style-type: none"> 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について、「利用していない」が77.0%と最も高くなっています。 その中でも「幼稚園の預かり保育」が12.0%となっております。 |

| No. | 事業名 | 内 容 |
|-----|--------------------------|---|
| 7-2 | 保育所等における一時預かり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について、「利用していない」が77.0%と最も高く、他のサービスのニーズも低い結果となっています。 |
| 8 | 病児・病後児保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるかについては、「あった」の割合が78.7%となっており、ニーズは高いことがうかがえます。平成25年度調査と比較すると、傾向に大きな変化はみられません。 ・その対処方法として、病児・病後児の保育を利用した人は8.3%とわずかです。 |
| 9 | ファミリー・サポート・センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」の割合が72.2%となっており、平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加していますが、そのうち「ファミリー・サポート・センター」は0.8%とわずかです。 |
| 10 | 利用者支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目なし |
| 11 | 妊婦健康診査 | <ul style="list-style-type: none"> ・出産後から産後2か月までの受診、利用したもののうち、産後2週間健診受診者が38.0%ありました。 |
| 12 | 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業） | <ul style="list-style-type: none"> ・産後の母親の身体面、精神面の体調は、「睡眠が十分に取れなかった」の割合が62.0%と最も高く、次いで「体の疲れが取れなかった」の割合が42.6%となっています。 ・産後の育児に関して困ったことやつらかったことは、「授乳のこと」の割合が31.5%と最も高く、次いで「育児に慣れないこと」の割合が29.1%、「夜泣きのこと」の割合が26.2%となっています。 ・自己負担を伴う産後ケア、ヘルプサービスの利用意向については、「訪問型産後ケア（助産師が自宅に訪問し、乳房ケアや育児相談が受けられるもの）、ヘルプサービス（ヘルパーが自宅にお伺いして家事のお手伝いをするもの）で「是非利用したい」との回答が、それぞれ33.0%・31.1%と高い割合を示しています。 |
| 13 | 養育支援訪問事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目なし |

大田区子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

平成30年3月改定版

大田区子ども家庭部子育て支援課

電話 03-5744-1272

Fax 03-5744-1525